

昭和六十二年法律第六十三号

集落地域整備法

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 集落地域整備基本方針（第四条）
- 第三章 集落地区計画（第五条・第六条）
- 第四章 集落農業振興地域整備計画等（第七条—第十二条）
- 第五章 雜則（第十二条の二—第十四条）
- 第六章 罰則（第十五条—第十七条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、土地利用の状況等からみて良好な営農条件及び居住環境の確保を図ることが必要であると認められる集落地域について、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を計画的に推進するための措置を講じ、もつてその地域の振興と秩序ある整備に寄与することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「農用地」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十九号）第三条第一号に規定する農用地をいう。

（集落地域）

第三条 この法律による措置は、集落及びその周辺の農用地を含む一定の地域で、次に掲げる要件に該当するもの（以下「集落地域」という。）について講じられるものとする。

- 一 当該地域の土地利用の状況等からみて、営農条件及び居住環境の確保に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる地域であること。
- 二 当該地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、調和のとれた農業の生産条件の整備と都市環境の整備とを図り、及び適正な土地利用を図る必要があると認められる地域であること。
- 三 当該地域内に相当規模の農用地が存し、かつ、農用地及び農業用施設等を整備することにより良好な営農条件を確保し得ると見込まれること。
- 四 当該地域内に相当数の住居等が存し、かつ、公共施設の整備の状況等からみて、一体としてその特性にふさわしい良好な居住環境を有する地域として秩序ある整備を図ることが相当であると認められること。
- 五 当該地域が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により指定された農業振興地域内にあること。

第二章 集落地域整備基本方針

（集落地域整備基本方針）

第四条 都道府県知事は、集落地域について、その整備又は保全に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることができる。

- 2 基本方針においては、集落地域の位置及び区域に関する基本的事項を定めるほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 集落地域の整備又は保全の目標
- 2 集落地域における土地利用に関する基本的事項
- 3 集落地域における農用地及び農業用施設等の整備その他良好な営農条件の確保に関する基本的事項
- 4 集落地域における公共施設の整備及び良好な居住環境の整備に関する基本的事項

（その他必要な事項）

- 3 基本方針は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画、山村振興計画、過疎地域持続的発展計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、関係市町村の意見を聴かなければならぬ。
- 5 都道府県知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、農林水産大臣及び国土交通大臣に報告しなければならない。
- 6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 集落地区計画

（集落地区計画）

- 5 第五条 集落地域の土地の区域で、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るために、当該集落地域の特性にふさわしい整備及び保全を行うことが必要と認められるものについては、都市計画に集落地区計画を定めることができる。
- 2 集落地区計画は、基本方針に基づいて定めなければならない。

により、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）について「とあるのは」「ときは」と、「協議し、その同意を得なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十二条第二項」と、「とあるのは」、「とあるのは」と読み替えるものとする。

（集落地域における農用地の保全等に関する協定）
第八条 集落農業振興地域整備計画の区域内にある相当規模の一団の農用地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（国及び地方公共団体を除く。第三項において「農用地所有者等」という。）は、当該農用地の良好な営農条件を確保するため、農用地の保全及び利用に関する協定（以下この章において「協定」という。）を締結し、当該協定が適当である旨の市町村長の認定を受けることができる。

2 協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 協定の対象となる農用地の区域（以下この章において「協定区域」という。）
- 二 農用地を保全し、効率的に利用するために必要な事項
- 三 協定に違反した場合の措置
- 四 協定の有効期間

五 その他必要な事項

- 1 協定については、協定区域内の農用地に係る農用地所有者等の全員の合意がなければならない。
- 2 協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。
- 3 協定の有効期間は、十年を超えてはならない。

（協定の認定等）

第九条 市町村長は、前条第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

- 1 申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。
- 2 協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。
- 3 協定の内容が集落農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。

第十条 第八条第一項の認定を受けた協定に係る協定区域内の一団の農用地の所有者は、市町村に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該農用地につき所有権以外の同項に規定する権利、先取特権又は抵当権を有する者の全員の同意を得て、当該農用地の区域を農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号の農用地区域（次項において「農用地区域」という。）として定める区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、協定の認定（協定の変更の認定を含む。）及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

（農用地区域設定の特例）

2 市町村長は、前条第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、協定の認定（協定の変更の認定を含む。）及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

（交換分合）

第十一條 市町村は、集落農業振興地域整備計画の区域内における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農業經營の動向等を考慮して、当該区域内の土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して当該区域内にある土地の農業上の効率的な利用の確保を図るとともに、第八条第一項の認定を受けた協定を維持し、又はその締結を促進するため、特に必要があると認められる場合には、当該協定区域（協定区域となることが適切であり、かつ、その大部分について協定区域となることが確実と認められる農用地の区域を含む。第三項において同じ。）内にある農用地を含む集落農業振興地域整備計画の区域内にある一定の農用地に關し交換分合を行うことができる。

3 2 市町村は、前項の規定により交換分合を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、交換分合計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 3 交換分合計画は、集落農業振興地域整備計画の区域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して協定区域内において一団の農用地の効率的な利用を確保するとともに、農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定めるものでなければならない。

第十二条 農業振興地域の整備に関する法律第十三条の三の規定並びに土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十九条（第一項を除く。）、第一百一条第二項、第一百二条から第一百七条まで、第一百八条第一項及び第二項、第一百九条、第一百十二条、第一百十三条、第一百四条第一項、第一百十五条、第一百十八条（第二項を除く。）並びに第一百一十二条から第一百二十三条までの規定は、前条第一項の規定による交換分合について準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章 雜則

（権限の委任）

第十二条の二 この法律に規定する農林水産大臣及び国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方支分部局の長に委任することができる。

（政令への委任）

第十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

第十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六章 罰則

第十五条 第十二条において准用する土地改良法第二百九条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

卷之三

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 二〇一九年四月一日、施行する。

附 則（平成二年七月一六日法律第八七号）抄

第一条 (施行期日) 本法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、

（長者）も或空箱去り第七十一条（母子）第二百二十九条（監督官署置）第五項、第七十三条（半子）第二百七十七条（第六項）から第六項まで、第一百六十条（第六十三条）並びに第一百二条の規定

第九十七条 施行日前に第二百九十四条の規定による改正前の集落地域整備法（以下この条において「旧集落地域整備法」という。）第四条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。次項に

（以て）この条に於て「新規賃貸借契約書」（以下「本契約」といふ。）の規定による協議を行つた基本方針とみなす。

この法律の施行の際現に旧集落地域整備法第四条第五項の規定によりされている承認の申請は、新集落地域整備法第四条第五項の規定によりされた協議の申出とみなす。

次項において同じ。)の規定による認可を受けた集落農業振興地域整備計画は、新集落地域整備法第七条第四項において準用する新農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項前段(新農業振興

項において準用する新農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項前段の規定によりされた協議の申出とみなす。

第一百五十九条 (五百五十九条) この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地

(附則第一百六十一条において「国等の事務」という)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務とし方公共団体その他の公団体の事務處理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

〔申請等の行為〕といふ。〔で〕この法律の施行の目的においてこれらの方の行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後の方のそれ等が見られる法律に依りて、(略)

された処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれそれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項でこの法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第二百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第二百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第二百六十三条 (一)の法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第二百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第二百五十九条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百六十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 则 (平成二年八月四日法律第一二〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 则 (平成二年二月二日法律第一六〇号) 抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九十九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 则 (平成二年三月三一日法律第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 则 (平成二年五月一九日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 则 (平成一四年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 则 (平成一六年六月一八日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、景観法（平成十六年法律第二百十号）の施行の日から施行する。ただし、第一条中都市計画法第八条、第九条、第十二条の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十六条中都市緑地法第三十五条の改正規定、第十七条、第十八条、次条並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二九日法律第八九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二一年六月二四日法律第五七号) 抄

(政令への委任)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十三条の規定 公布の日

(政令への委任)

第四十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年五月二日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第二十二条、第二十五条、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十一条、第三十三条(次号に掲げる改正規定を除く)、第三十七条及び第三十八条の規定並びに附則第八条、第十一条、第十三条、第十九条、第二十五条、第三十三条及び第四十一条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く)、第十二条、第十四条(地方自治法別表第一公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)の項及び道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の項の改正規定に限る)、第十六条(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く)、第五十九条、第六十五条(農地法第五十七条の改正規定に限る)、第七十六条、第七十九条(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る)、第九十八条(公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く)、第九十九条(道路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限る)、第一百二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る)、第一百四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る)、第一百四十五条(共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る)、第一百四十六条、第一百五十一条(都市再開発法第百三十三条の改正規定に限る)、第一百四十七条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る)、第一百三十二条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る)、第一百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七条、第二百九十九条、第二百九十三条から第二百九十五条まで及び第二百九十八条の改正規定に限る)、第一百五十三条、第二百五十五条(都市再生特別措置法第四十六条、第四十六条の二及び第五十一条第一項の改正規定に限る)、第一百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二十二条の改正規定に限る)、第一百五十九条、第二百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分に限る)並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る)、第一百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定(同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には」を削る部分を除く)並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る)、第一百六十三条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百七十二条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項第五号の改正規定に限る)、第一百七十五条及び第二百八十六条(ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る)の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百八十七条の二及び附則第十三条の改正規定に限る)、第九十一条(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条

の改正規定に限る。)、第九十二条(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二十五条の改正規定を除く。)、第九十三条、第九十五条、第一百十一条、第一百十三条、第一百十五条及び第一百八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日
(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日)
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和四年六月一七日法律第六八号抄

1 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日